

財 関 第 1116 号
令和 2 年 12 月 22 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 田島 淳志

条約等基本通達の一部改正について

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との協定の発効に伴い、条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を下記のとおり改正し、同協定の効力発生の日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

条約等基本通達の一部を次のように改正する。

「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。